

## 休日（夜間）急患診療所運営費補助金交付要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、公益社団法人川崎市医師会（以下「川崎市医師会」という。）により運営される、本市の救急医療体制の確保及び地域医療の充実等を図ることを目的とした休日（夜間）急患診療所事業の継続的かつ安定的な運営を確保するため、「休日（夜間）急患診療所事業の移管及び運営等に関する協定書」第4条第1項に基づき、当該事業の運営に係る費用について、川崎市医師会へ予算の範囲内で補助金を交付する。

### （補助の対象経費）

第2条 補助の対象となる経費は、本市会計期間（4月1日から翌年3月31日まで）に行う事業とし、運営に係る次に掲げる経費とする。

- （1）事業運営に係る人件費（医師、薬剤師、看護師、事務員、管理人、事務局職員等に係る人件費）
- （2）事業運営に係る運用物品費（物品等購入費、機器等リース料、印刷費）
- （3）事業運営に係る修繕費
- （4）事業運営に係る通信・光熱水費等
- （5）事業運営に係る委託料
- （6）事業を継続的かつ安定的に運営するにあたり必要となる積立金（本事業の運営経費にのみ充当するものとする。）
- （7）その他事業運営に係る経費（第1条に定める目的達成のために必要な経費であると川崎市長（以下「市長」という。）が認めた場合に限る。）

### （補助金の額）

第3条 補助金の額は、前条に規定する補助の対象経費の総額から、事業運営に係る診療報酬や手数料、前年度からの積立金等の収入を控除した額とし、予算の範囲を超えない額とする。

### （交付の申請）

第4条 川崎市医師会は、補助金の交付を受けようとするときは、休日（夜間）急患診療所運営費補助金交付申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

- 2 川崎市医師会は、補助金の交付決定を受けた後に、既に決定を受けている申請内容を変更する必要があるときは、休日（夜間）急患診療所運営費補助金変更交付申請書（第1-2号様式）を市長に提出しなければならない。

### （交付の決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否及び交付額（以下「交付決定額」という。）を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付及び交付決定額を決定したときは、休日（夜間）急患診療所運営費補助金（変更）交付決定通知書（第2号様式）により、川崎市医師会に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、休日（夜間）急患診療所運営費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、川崎市医師会に通知するものとする。

(交付の方法)

第6条 市長は、前条第2項による交付決定の通知の後に、補助金を上期・下期の年2回に分割して概算交付するものとする。

(優先発注)

第7条 川崎市医師会は、第5条第1項に規定する交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

2 川崎市医師会は、前項の規定により市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登録され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登録されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容に変更がない誓約書を提出した者を除く。

(状況報告)

第8条 市長は、補助事業の適正な運用を期するため、必要に応じて川崎市医師会から補助事業の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第9条 川崎市医師会は、休日（夜間）急患診療所運営費補助金実績報告書（第4号様式）を補助事業が完了した日から起算して30日以内に市長へ提出しなければならない。

2 補助対象経費のうち、1件あたりの金額が1,000,000円を超える工事、物品調達及び委託に係る契約がある場合は、必要事項を記載した発注実績報告書を併せて提出するものとする。また、第7条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 前項の規定による発注実績報告書を提出する場合で、第7条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難しい事由がある場合には、入札（見積り）が行えないことに係る理由書を併せて提出するものとする。

(額の確定及び精算)

第10条 市長は、前条の規定による報告書を受領した場合は、当該報告書の内容を審査し、報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該報告書に基づき、第3条に規定する算出方法により算出した額と第5条第1項に規定する交付決定額とを比較して、いずれか低い額をもって、交付すべき補助金の額（以下「確定額」という。）を決定し、精算を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により確定額を決定したときは、休日（夜間）急患診療所運営費補助金交付確定通知書（第5号様式）により川崎市医師会に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、川崎市医師会が補助金交付の決定内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は他の目的に使用したとき、又は第7条若しくは第9条の規定に違反したときは、当該補助金交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合、すでに補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、第10条第1項の規定により確定額を決定した場合、既に確定額を超えて補助金が交付されているときは、当該確定額を超える部分に係る補助金の返還を命ずるものとする。

(書類の整備)

第13条 川崎市医師会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の規則の規定は令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(第1号様式)

休日（夜間）急患診療所運営費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地  
法人名  
代表者氏名

休日（夜間）急患診療所運営費補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 申請額算出内訳書
- 3 事業計画書
- 4 収入支出予算書
- 5 その他参考となる資料

(第1-2号様式)

休日（夜間）急患診療所運営費補助金変更交付申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地  
法人名  
代表者氏名

休日（夜間）急患診療所運営費補助金交付要綱第4条第2項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更交付申請額 金 円
- 2 申請額算出内訳書
- 3 事業計画書
- 4 収入支出予算書
- 5 その他参考となる資料

(第2号様式)

休日（夜間）急患診療所運営費補助金（変更）交付決定通知書

指 令 番 号

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

様

年 月 日付で（変更）申請のあった休日（夜間）急患診療所運営費補助金については、休日（夜間）急患診療所運営費補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、次のとおり交付決定したので通知します。

年 月 日

川崎市長

印

1 補助金額 金 円

2 補助条件

(第3号様式)

休日（夜間）急患診療所運営費補助金不交付決定通知書

指 令 番 号

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

様

年 月 日付で（変更）申請のあった休日（夜間）急患診療所運営費補助金については、休日（夜間）急患診療所運営費補助金交付要綱第5条第3項の規定に基づき、次の理由により補助金を交付しないことを決定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長

印

理 由

(第4号様式)

休日（夜間）急患診療所運営費補助金実績報告書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地  
法人名  
代表者氏名

年 月 日付け、川崎市指令 第 号をもって交付決定を受けた休日（夜間）急患診療所運営費補助金について、休日（夜間）急患診療所運営費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 実績額内訳書
- 2 事業実績書
- 3 収入支出決算書
- 4 その他参考となる資料



(第5号様式)

休日（夜間）急患診療所運営費補助金交付確定通知書

文 書 番 号

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

様

年 月 日付けで報告のあった休日（夜間）急患診療所運営費補助金については、休日（夜間）急患診療所運営費補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、交付すべき補助金の額を 円と確定したので通知します。

年 月 日

川崎市長

印